

事案書 (経営会議 調整会議)

開催日：平成22年7月15日(木)

担当課：こども部 保育家庭課

<p>件名：民間保育所運営費補助金における「障害児保育加算」の市費による上乗せについて</p>					
<p>提出理由：県の「民間保育所運営費補助金交付要綱」において減額される「障害児保育加算」について、減額相当分を市費により補填したいため</p>					
<p>内容：</p> <p>1 背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、民間保育所の運営に対しては、「大和市民間保育所運営費補助金交付要綱」に基づき、保育士の雇用や障害児保育に係る経費、地域育児センター事業の実施などを対象として補助金を交付している。 ・その財源として、市費のほか、県の「民間保育所運営費補助金交付要綱」に基づき市町村に交付される補助金を充てている。 ・民間保育所への障害児保育に対する補助金として、軽度の障害児に係るものには、「障害児保育加算」(市費1/2、県費1/2)と「障害児保育事業費」(市費10/10)を、重・中度の障害児に係るものには、「障害児保育事業費」(市費10/10)を交付している。 <p>2 課題等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昨年4月に改定された国の「保育所保育指針」において、子ども一人ひとりを主体として受け止めることの重要性が指摘され、障害児保育について、支援のための計画を個別に作成するなど、適切な対応を図ることが求められている。 ・本市の民間保育所における障害児の入所者数は、平成19年度2人、20年度6人、21年度12人、22年度15人(各年度4月1日現在)と増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・このような状況の中、障害児保育の円滑な推進における本市の果たすべき役割を踏まえれば、平成22年4月の県要綱の改正により、県の「障害児加算」の段階的廃止(平成22年度は1/3を減額、23年度は2/3を減額、24年度から廃止)による民間保育所への影響を勘案し、何らかの対応を図る必要がある。 <p>3 取り組み内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育の必要性・重要性が増している中、民間保育所への障害児の入所を妨げることなく、本市の障害児保育の水準を維持するため、平成22年度及び23年度については、県が削減する分を市費で補填することにより、平成21年度の補助額の水準を維持していく。 ・そのため、「大和市民間保育所運営費補助金交付要綱」を改正し、公表の日から施行、平成22年4月1日から適用することとする。 ・併せて、その他所要の要綱改正を行う。 ・なお、平成24年度以降は県補助金が廃止されることから、本市の障害児保育の取り組み方針や近隣市の対応状況等を踏まえた上で、「障害児保育事業費」と「障害児保育加算」のあり方について検討していく。 <p>4 必要経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年4月1日現在の対象者数13人(前記15人のうち、2人は対象外)で積算した場合の市費負担の増加分 (平成21年度比) <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成22年度</td> <td>1, 512千円の増</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>3, 024千円の増</td> </tr> </table>	平成22年度	1, 512千円の増	平成23年度	3, 024千円の増
平成22年度	1, 512千円の増				
平成23年度	3, 024千円の増				
<p>経過</p> <p>H21.9 県から「障害児保育加算」廃止等の考え方について通知</p> <p>H22.3 県「民間保育所運営費補助金交付要綱」の一部改正(H22.4.9受領)</p>	<p>今後の予定</p> <p>H22.7 「大和市民間保育所運営費補助金交付要綱」の一部改正(公表の日から施行、「障害児保育加算」に係る改正は、H22.4.1から適用)</p>				